

平成 29 年 10 月 2 日

株主各位

東京都中央区日本橋富沢町 11 番 12 号
中央ビルト工業株式会社
代表取締役会長兼社長 西本 安秀

単元株式数の変更に関する公告

当社は、平成 29 年 5 月 19 日開催の取締役会決議により、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき定款を変更し、平成 29 年 10 月 1 日をもって単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたしましたので、公告いたします。

なお、当社は、平成 29 年 6 月 23 日開催の第 66 回定時株主総会決議に基づき、同年 10 月 1 日を効力発生日として、当社株式について 10 株を 1 株にする株式併合を行っております。

以 上

(ご参考)

上記に伴い、平成 29 年 9 月 27 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は 1,000 株から 100 株に変更されております。

なお、株主の皆様におかれましては、特段のお手続きの必要はございません。